

八潮監告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和元年度定期監査（令和元年度前期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和2年1月31日

八潮市監査委員 原 寿 基

八潮市監査委員 服 部 清 二

八潮総収第862号

令和2年1月24日

八潮市監査委員 原 寿 基 様
八潮市監査委員 服 部 清 二 様

八潮市長 大 山 忍

令和元年度定期監査（令和元年度前期分）の指摘事項について（通知）

令和元年12月23日付け八潮監発第94号により提出された令和元年度定期監査（令和元年度前期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

（1）歳出関係

- ・普通旅費の日当の請求誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（社会福祉課）

（2）臨時職員等関係

- ・1週間の勤務時間が38時間45分を超過した分の割増賃金の計算漏れにより、賃金の支給額を誤っているものが認められた。

（市民協働推進課）

- ・通勤単価の計算誤りにより、通勤手当分の支給額を誤っているものが認められた。（保育課）
- ・バス利用額の計算誤りにより、通勤手当分の支給額を誤っているものが認められた。（子育て支援課）

2 措置内容

別紙「令和元年度定期監査（令和元年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和元年度定期監査（令和元年度前期分）措置事項報告書

社会福祉課

指摘事項	措置状況
<p>(1) 歳出関係</p> <ul style="list-style-type: none">・普通旅費の日当の請求誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。	<p>用務先について、条例の別表を誤認し、1千円として日当請求し支出してしまいました。</p> <p>当該旅費伝票については、すでに修正し、差額を返還済みです。</p> <p>今後は、起票時に改めて条例の別表の確認を徹底します。</p>

令和元年度定期監査（令和元年度前期分）措置事項報告書

市民協働推進課

指摘事項	措置状況
<p>(2) 臨時職員等関係</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1週間の勤務時間が38時間45分を超過した分の割増賃金の計算漏れにより、賃金の支給額を誤っているものが認められた。	<p>該当する週には3日間の臨時休館があったため、対象職員Aさんは有給休暇3日に対応し、対象職員Bさんは有給休暇2日と公休1日に対応しました。</p> <p>しかし、該当週は、両職員とも公休日を1日しか付与しておらず、週の法定労働時間を1日分超過してしまったものです。</p> <p>対象職員へ説明のうえ、割増賃金につきましては、11月15日に支給しました。</p> <p>今後は、課内で法定労働時間についての考え方を統一するとともに、シフトを作成する際には、複数人の職員でチェックするなど再発防止に努めます。</p>

令和元年度定期監査（令和元年度前期分）措置事項報告書

保育課

指摘事項	措置状況
<p>(2) 臨時職員等関係</p> <ul style="list-style-type: none">・通勤単価の計算誤りにより、通勤手当分の支給額を誤っているものが認められた。	<p>通勤単価の計算誤りにつきましては、対象職員へ説明を行い、令和元年12月13日に精算いたしました。</p> <p>今後は、複数の職員によるチェックを行い、再発防止に努めます。</p>

令和元年度定期監査（令和元年度前期分）措置事項報告書

子育て支援課

指摘事項	措置状況
<p>(2) 臨時職員等関係</p> <ul style="list-style-type: none">バス利用額の計算誤りにより、通勤手当分の支給額を誤っているものが認められた。	<p>通勤手当分の支給額の計算誤りによる過支給額30円は、対象職員に対し、謝罪及び説明をしたうえで、令和元年12月13日の11月分交通費支給額より過支給額を差引き支給しました。</p> <p>今後は、総務人事課及び会計課が作成した「バスネット料金表」を用いて、バス利用額の計算誤りがないよう指導を徹底します。</p> <p>臨時職員の事務手続きにつきましては、現在2名体制でチェックを行っていましたが、今後につきましては、3名体制でチェックを行うとともに、過去の指摘事項をまとめた一覧を作成し、定期的に周知徹底を図りながら、誤りの再発防止に努めます。</p>

八潮教総収第818号
令和2年1月17日

八潮市監査委員 原 寿基 様
八潮市監査委員 服部 清二 様

八潮市教育委員会
教育長 石黒 貢

令和元年度定期監査(令和元年度前期分)の指摘事項について(通知)

令和元年12月23日付け八潮監発第94号により提出された令和元年度定期監査の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

臨時職員等関係

勤務日数の計算誤りにより、特別賃金の支給額を誤っているものが認められた。(指導課)

バス利用額の計算誤りにより、通勤手当分の支給額を誤っているものが認められた。(学務課)

2 措置内容

別紙「令和元年度定期監査(令和元年度前期分)措置事項報告書」のとおり

令和元年度定期監査（令和元年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(2) 臨時職員等関係</p> <p>勤務日数の計算誤りにより、特別賃金の支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>バス利用額の計算誤りにより、通勤手当分の支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>該当者2名について、前年度の平成30年12月から平成31年3月までの勤務時間を加算せず、特別賃金30,000円をそれぞれに支給しておりました。勤務時間と賞与額を再計算したところ、それぞれの支給額は40,000円と35,000円になり、10,000円と5,000円が未支給であることが判明しました。その後、直ちに本人及び学校長に誤りを伝え、令和元年10月25日に遅延利息を含めた額を支給しました。 (指導課)</p> <p>12月3日に不足分の支払伝票を起こし、支払い手続きを行いました。同日、該当者である中川小学校教諭へ状況を説明し、12月20日に指定口座に支払うことを伝えました。 (学務課)</p>